令和４年度島田駅北口駅前広場活用促進事業実施業務　提案募集要領

１　業務名

　令和４年度島田駅北口駅前広場活用促進事業実施業務

２　趣旨

　本提案募集要領は、「令和４年度島田駅北口駅前広場活用促進事業実施業務」（以下、「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

　本市では、島田駅北口駅前広場の利活用として、市主催のイベント等を実施してきたが、イベント開催時には一時的ににぎわいが生まれるが、通常時の継続的なにぎわい創出につながらないことが大きな課題となっている。

　そこで、本業務では民間活力を活用したイベント会場としての島田駅北口駅前広場利活用についての効果検証を行うとともに、今後の民間事業者等による事業展開を促進していく。

３　業務対象範囲

　島田駅北口駅前広場及び周辺

４　業務内容

　本業務の内容は、次のとおりとする。

(1)実施計画書の作成

事業実施にあたり、実施計画書を作成し、本市の承認を受けるものとする。

実施計画書には、実施箇所、内容、スキーム、スケジュール、事業検証方法及び管理・運営体制、周辺の事業者や地域住民との連携方法等を記載する。

(2)活用促進事業の実施及び効果検証

島田駅北口駅前広場及び周辺の活用について、以下の実施内容により活用方法の企画を提案し、運営するものとする。

(3)事業内容

①島田駅北口駅前広場を含む駅前周辺におけるイベント（マルシェ）の企画、運営、開催について

〇マルシェの開催会場については、島田駅北口駅前広場を含む駅前周辺とし、本企画内容に適した場所とする。

　※ただし、交通規制を伴う道路使用は行わないこととする。

〇マルシェの企画内容は、継続的なにぎわい創出・回遊性を視野に入れつつ、市内事業者等と連携し、多くの方に来場してもらえるようなテーマとする。

〇マルシェの出店者構成は市内商店街店舗及び市内事業者を主体とする。

※出店者募集方法は公募、非公募問わない。

※公募を実施する場合は、公募内容を明らかにした上で、提案者の責務により実施すること。

〇マルシェの出店数は、提案者によって設定した会場の面積に対して来場者や駅利用者等の安全を確実に確保できる数とする。

〇出店者の販売する商品については、本業務の趣旨や受託者が設定したテーマに適したものとなるよう適宜、助言・提案する。

〇マルシェ開催に係るスタッフ（統括・現場指揮、会場設営、物資搬入、受付等のスタッフ）を的確に配置すること。

〇本事業PRのためのチラシ（A4）2,000枚程度を作成する。

〇本事業PRのためのホームページを作成する。（Instagram等のSNSは不可）

　②実施期間

事業実施期間は、令和５年３月31日（日）までの期間とする。

〇マルシェの開催時期は、令和５年３月11日（土）10時から14時までの１回とする。

※開催時間については、上記時間帯の開催を必須とし、時間延長については提案者がイベントのテーマに適したものに設定できるものとする。（最長21時まで）

　　③効果検証

本事業の効果を検証するため、マルシェの企画、運営、開催のスキームの中で、民間事業者主体として、島田駅北口駅前広場及び周辺を活用した場合の、コスト、売り上げ、周辺店舗への影響等の観点から事業継続性や課題等について分析を行う。

④関係機関協議

事業実施に当たり、関係機関との協議に必要な資料を作成するものとする。なお、許可申請等は業務の進捗に併せて市が行う。

　　⑤必要備品等に関する考え方

事業実施に際しての必要な備品等については、その内容、数量、調達方法等について市と協議の上、決定するものとする。民間駐車場等の賃借料や備品の賃借（レンタル）料、購入費については原則受託者が負担する。

(4)報告書作成

上記の結果を踏まえ、事業を実施した際の検証・効果の分析結果及び今後の島田駅北口駅前広場及び周辺利活用への提言を含め、報告書として取りまとめる。

５　成果品

　本業務に伴う成果品は、次の通りとする。

　(1)報告書　Ａ４版　２部

　(2)電子データ　　　１式（ＣＤ－Ｒ又は同等以上の電子媒体）

６　参加条件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しないこと。

(2)島田市の入札参加資格を有する者であること。

(3)島田市入札参加制限等措置要綱による指名停止措置期間中の者でないこと。

※複数の者で構成する団体等の場合は、すべての構成員が上記の条件を満たすこと。

７　スケジュール

参加要領の公表　　　　令和５年12月５日（月）

質問受付期間　　　　　令和５年12月５日（月）～12月12日（月）午後３時まで

提案書提出期限　　　　令和４年12月26日（月）午後３時まで（必着）

発注候補者決定　　　　令和５年１月18日（水）予定

発注協議　　　　　　　令和５年１月19日（木）～

契約締結　　　　　　　令和５年１月下旬 予定

８　プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

　本プロポーザルに参加する場合には、提案参加申込書（様式１）及び企画提案書を同時に提出することとする。提出期間は、**令和４年12月12日（月）から令和４年12月26日（月）午後３時まで**とする（必着）。

９　提案内容

　上述の業務内容に基づき、以下の提案を書面にて求める。提案書はカラーＡ４サイズで正本１部、副本５部調製し**令和４年12月26日（月）午後３時**までに、島田市役所産業経済部商工課に提出すること。なお、副本には、企画提案参加者を特定・識別できるような商号、名称、記号等を記載しないこと。

　(1)本業務のコンセプトや特徴を明記した企画書（審査は業者名を伏せて実施するため、企画書の表紙以外に提案者が特定される事項を記載しないこと。）

(2)本業務のイメージ（例：現場写真への書き込みなど）

　(3)本業務の作業体制、危機管理体制

　(4)検証・効果分析内容

　(5)一連の業務に係る請負金額の見積書（業務ごとの明細を含む）

　(6)業務工程表（予定、見込可）

　(7)実施体制調書（様式２）

10　提案審査

　(1)庁内審査委員による提案書類審査を行うこととする。

　(2)評価点が最も高い者を受注候補者とする（受注候補者との協議を経て仕様書を作成し、随意契約を締結する考えである。）。

　(3)評価点が受注候補者に次ぐ者を次点者とし、受注候補者との協議が整わなかった場合において協議を行うこととする。

　(4)審査結果は**令和５年１月18日(水)まで（予定）**に参加者全員に、審査点数表を付し、メールにて連絡することとする。

　(5)審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 評価視点 |
| 基本姿勢 | 本業務の趣旨・目的等を十分に理解した上での実施方針となっているか。 |
| 事業内容全体 | 事業内容に実現性及び継続性があるか。  来場者を見込めるイベント（マルシェ）であるか。 |
| 企画運営内容 | 一過性のイベントではなく、継続的なにぎわい創出を前提に、今後の島田駅北口駅前広場等の活用や市内事業者等の連携により中心市街地活性化を図ったものであるか。 |
| 検証・効果分析 | 今後の島田駅北口駅前広場等の継続的活用につながる検証・分析となっているか。 |
| 業務実施体制 | 業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか。  担当者が専門知識、経験、資格等を有しているか。 |
| 業務行程 | 各種申請等を理解した行程となっているか。  無駄のない効率的な行程となっているか。 |
| 安全管理 | 会場が島田駅周辺であるため、列車が通過する線路の間近であることを前提とした、確実な安全対策及び事故対応等が練られているか。  広場等の利用をする上で、歩行者や駅利用者等の安全確保が最優先に配慮され、安全管理対策が徹底されているか。  不特定多数の者が来場するイベントであるため、新型コロナウイルス感染防止対策を講じられているか。 |
| 業務見積額 | 見積金額が提案内容に対して妥当か。 |

(6)審査内容に係る質問には応じないこととする。

11　概算経費上限

　本業務に係る経費の上限は、2,500千円（消費税込）とする。

※金額は提案内容の規模を示すものであり契約時の金額を示すものではない。

12　業務提案に係る補足・指示事項

　・業務内容の詳細は、提案内容を元に発注者と受注候補者との協議の上決定するものとする。

　・提案企画の内容は、発注後の協議で変更する可能性がある。

　・発注者の意向で業務に関わる事業協力者（団体、個人）との連携内容については、発注前（契約前）協議で明示する。

　・提案を補足する資料（サンプル動画や資材カタログなど）の提出は妨げない。

14　業務実施において補足・指示する事項

　・提案の中で、警備員配置が必要であると市が判断した場合は、適宜、市が警備事業者に発注を行い、警備員を配置することとする。

　・事業実施期間中は、強風を前提とし、例えば線路へのテント飛び出し防止措置を講じるなど、万全な安全対策に努めること。

　・テント等の備品の搬入・設置・撤去等の際は、道路交通法を遵守し、安易な歩道停車をしない等、通行者の安全確保はもちろん、作業員の安全管理を徹底すること。

　・テント等の備品を設置する際には、駅利用者等の妨げとならないように留意すること。

　・市職員の作業量を見込まないこと。

　・イベント開催２週間前までに、実施計画書以外に別途、イベントスケジュールの詳細、テント等の備品及び当日スタッフ等の配置図を提出すること。

　・本業務におけるデザインや企画などに関する著作権及びその他無形財産権は全て市に帰属するものとする。

　・本業務に関し、第三者の権利が設定されたものを使用する場合は、受託者の負担において権利者への許諾申請及び使用料の支払いを行うこと。その際、市の広報用の利用を可能とすること。

　・イベント保険に加入すること。

　・業務報告書を作成すること。

15　成果品

　・業務完了後、業務の過程及び実績を含めた業務報告書２部及び電子データを提出すること。

16　問い合せ、質疑等

　・本業務の担当窓口は下記のとおり

　　島田市　産業経済部　商工課

　　商業・まちなか活性化係　担当　櫻井　℡0547-36-7164(直通)

　　E-mail：[**syoukou@city.shimada.lg.jp**](mailto:syoukou@city.shimada.lg.jp)

・提案に係る質疑は下記によること

　(1)質問は、上記枠内のアドレスに対し、**令和４年12月12日(月)までにメール**にて行うこと（様式は任意でかまわない。）。

　(2)質問の回答は、参加者全員にメールにて連絡するものとする。

17　その他

　・企画提案に関する経費は、すべて応募者の負担とする。

　・提出された書類の返却は行わない。

　・提出された書類の追加・差し替えは認めない。ただし、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合がある。